

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）

	改 正 後	改 正 前
目次		
第一章 定義（第一条）	第一章 定義（第一条）	第一章 定義（第一条）
第二章 算式及び範囲（第二条—第四条）	第二章 算式及び範囲（第二条—第四条）	第二章 算式及び範囲（第二条—第四条）
第三章 自己資本（第五条）	第三章 自己資本（第五条）	第三章 自己資本（第五条）
第四章 控除資産の額（第六条）	第四章 控除資産の額（第六条）	第四章 控除資産の額（第六条）
第五章 市場リスク相当額	第五章 市場リスク相当額	第五章 市場リスク相当額
第一節 総則（第七条）	第一節 総則（第七条）	第一節 総則（第七条）
第二節 標準的方式（第八条—第十三条）	第二節 標準的方式（第八条—第十三条）	第二節 標準的方式（第八条—第十三条）
第三節 内部管理モデル方式（第十四条—第十八条）	第三節 内部管理モデル方式（第十四条—第十八条）	第三節 内部管理モデル方式（第十四条—第十八条）
第四節 証券化証券等（第十八条の二—第十八条の十一）	第四節 証券化証券等（第十八条の二—第十八条の十一）	第四節 証券化証券等（第十八条の二—第十八条の十一）
第五章 取引先リスク相当額（第十九条—第十九条の七）	第五章 取引先リスク相当額（第十九条—第十九条の七）	第五章 取引先リスク相当額（第十九条—第十九条の七）
第六章 基礎的リスク相当額（第二十条）	第六章 基礎的リスク相当額（第二十条）	第六章 基礎的リスク相当額（第二十条）
第七章 雜則（第二十一条・第二十二条）	第七章 雜則（第二十一条・第二十二条）	第七章 雜則（第二十一条・第二十二条）
附則	附則	附則
（定義）	（定義）	（定義）
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇三 (略)

四 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イヽチ (略)

リ 国際機関 (国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行をいう。以下同じ。)

五〇二十四 (略)

二十五 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産のポジションをいう。

二十六〇四十一 (略)

(削る)

五〇二十四 (略)

二十五 オプション取引等 オプション取引及びその関連の原資産 (オプションの行使の対象となる資産又は取引をいう。以下同じ。) のポジションをいう。

二十六〇四十一 (略)

四十二 流動性の高いポートフォリオ すべての銘柄が指定国の代表的な株価指数の構成銘柄であり、かつ、一の銘柄のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価総額が、ポートフォリオのすべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額の概ね五パーセントに相当する額を超えないポートフォリオをいう。

四十三・四十四 (略)

四十二・四十三 (略)
四十四 政府債 指定国 (指定国の中銀を含む。) 、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行及び欧洲共同体の発行する債

一〇三 (略)

四 金融機関等 次に掲げるものをいう。

イヽチ (略)

リ 国際機関

四十五 政府債 指定国 (指定国の中銀を含む。) の発行する債券並びに指定国(政府(中銀を含む。)が元本の償還及び

券並びに指定国の政府（中央銀行を含む。）が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

四十五・四十六 （略）

四十七 バック・テスティング 第十五条第一項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うこと（第十九条の四第二号に規定するものを除く。）をいう。

四十八 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うこと（第十九条の四第二号に規定するものを除く。）をいう。

四十九・五十 六 （略）

五十七 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上の有価証券等に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。

五十八 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化証券等である取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係る有価証券等（再証券化証券等を除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されて

利息の支払について保証している社債券その他の債券をいう。ただし、適格格付業者により適格格付以外の格付が付与されているものを除く。

四十六・四十七 （略）

四十八 バック・テスティング 第十四条第二項に定めるところにより算出される損益とリスク計測モデルにより算出される損益との比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。

四十九 ストレス・テスト リスク計測モデルを用いて、想定される将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。

五十・五十七 （略）

（新設）

（新設）

口 いらないもの

日本国政府、我が国の地方公共団体又は最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第二百三十号。以下「川上連結告示」という。）第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（①から③までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの。

- (1) 国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。
 - (2) 国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。
 - (3) 国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。
- 五十九 証券化証券等 証券化取引に係る有価証券等をいう。
六十 再証券化証券等 再証券化取引に係る有価証券等をいう。
六十一 信用補完機能を持つIPOストリップス 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であつて、当該証券化取引に係る他の証券化証券等に対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

（新設）
（新設）

六十二 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ 法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

六十三 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十四 特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

六十五 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化証券等の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化証券等の元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。第十八条の三第二項において同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げ

(新設)

(新設)

(新設)

げる性質の全てを満たすものをいう。

- イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。
ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

- ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。
二 デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

- ホ 流動性補完の対象となる証券化証券等に適格格付業者が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化証券等に付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

- ヘ 流動性補完の提供者が利益を受け得る信用補完が全て利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

- ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

- 六十六 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第七十二号及び第五章において同じ。）をいう。

- 六十七 証券化目的導管体 証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものを

(新設)

(新設)

いう。

イ 定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

六十八 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものと。いう。

イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合

ロ 第三者から有価証券等を取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスponサーである場合

六十九 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

七十 信用リスク区分 適格格付業者の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

七十一 コリレーシヨン・トレーディング 裏付資産又は参照資産

等（第六十四号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第十八条の六及び第十八条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化証券等を参照するデリバティブを除く。）であつて、

（新設）

（新設）

（新設）

全ての裏付資産又は参照資産等が单一の債務者に係る債権であるポジション（单一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

七十二 包括的リスク デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

七十三 原資産 証券化取引に係るものは次のイ又はロに掲げるもののをいい、オプション取引に係るものは次のハに掲げるものをいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

ハ オプションの行使の対象となる資産又は取引

七十四 合成型証券化取引 証券化取引であつて、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参考債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十五 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻し又は売戻条件付売買をいう。

七十六 適格金融資産担保 次に掲げるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハロイ
金
現金及び預金

ハロイ
金
政府債

二 指定国以外の国の中中央政府並びに中央銀行、我が國の地方公共団体、地方公共団体金融機関及び我が國の政府関係機関が発行した債券であつて、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が1—4以上であるもの

ホハ及びニに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3以上であるもの

ヘ適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が5—3以上である短期の債券ト適格格付業者が格付を付与していない債券であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 発行者が第二十二条において準用する川上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる主体であること。

(2) 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。チにおいて同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）において売買されていること。

(3) 他の債権に劣後するものでないこと。

(4) 発行者が負つている同順位の債務に対し、適格格付業者が

、4—3又は5—3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

(5) 特別金融商品取引業者が、当該債券の信用度が信用リスク

区分において4—3又は5—3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(6) 当該債券に十分な流動性があること。

上場株式（取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は

外国金融商品市場において売買されている株式をいう。第十七条の二第二項において同じ。）

リ投資信託その他これに類する商品（以下この号において「投

資信託等」という。）であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1) 投資対象がイからチまでに掲げる資産に限定されているこ

と。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

(2) 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一〇五 （略）

（控除すべき固定資産等）

第六条 自己資本から控除すべき固定資産等は、連結貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。

一〇五 （略）

六 次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされるものを

いい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。

2～8 (略)

(標準的方式)

第八条 (略)

2～5 (略)

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引の原資産の時価額に第六条第八項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率(原資産が証券化証券等である場合は、第十八条の二に規定する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイ特)を乗じて得た額

二・三 (略)

7～9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーコとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等(証券化証券等を除く。)については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額(外国為替リスク相当額を除く。)とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権

(新設)

2～8 (略)

(標準的方式)

第八条 (略)

2～5 (略)

6 簡便法を用いて算出する市場リスク相当額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

一 オプション取引の原資産の時価額に第六条第八項の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

二・三 (略)

7～9 (略)

10 二以上のリスク・カテゴリーに属する有価証券等については、リスク・カテゴリーコとに分解して市場リスク相当額を算出しなければならない。ただし、次の表に掲げる有価証券等(証券化証券等を除く。)については、当該有価証券等のポジションの時価額に、同表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額を市場リスク相当額(外国為替リスク相当額を除く。)とすることができる。この場合において、新株予約権付社債券又は新株予約権証券に係る権利行使を行うことによつて

利行使を行うことによって取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

								有価証券等の区分		率（パーセント）	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)									

取得する株券とこれと同一の銘柄の株券による売付けが対当しているときは、新株予約権証券の市場リスク相当額と当該権利行使により取得する株券の市場リスク相当額との差額を市場リスク相当額とすることができる。

								有価証券等の区分		率（パーセント）	
(略)		(略)		(略)		(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)									
(略)	(略)	(略)									

			(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
派生商品の種類	留意事項				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			(略)	(略)	(略)
11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
派生商品の種類	留意事項				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 第一項の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる区分に応じ同

第九条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし、株式リスク相当額を算出するものとする。

(株式リスク相当額)

第九条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

(株式リスク相当額)

第九条 株式リスク相当額は、株券等について、それぞれの国ごとに算出した一般市場リスク相当額並びに個別リスク相当額及び第五項の規定により算出した額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、株式リスク相当額を算出するものとする。

表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものと除く。

区分	率(パーセント)
指定国 の代表的な株価指数	零
その他の株券等	八

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、十六パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

表に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、次項に規定する場合における当該超える部分に相当する額に係るものと除く。

区分	率(パーセント)
指定国 の代表的な株価指数	零
券等	二
その他	四
その他	八

(注) 流動性の高いポートフォリオは、その他のポートフォリオと区別して管理されているものでなければならない。

5 一の銘柄（指定国の代表的な株価指数を除く。）のロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額が、すべてのロング・ポジションの時価額及びすべてのショート・ポジションの時価額の合計額に百分の二十を乗じて得た額を超える場合には、その超える部分に係る株式リスク相当額は、当該超える部分に相当する額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額と

(略)	(略)	派生商品の種類	(金利リスク相当額)	第十条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし、金利リスク相当額を算出するものとする。
(略)	(略)	留意事項		

区 分	率(パーセント)	十六	十二	その他株券等	指定国の株券等
(金利リスク相当額)					
第十条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。					
(略)	(略)	派生商品の種類	(金利リスク相当額)	第十条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。	第十条 金利リスク相当額は、債券等について、それぞれの通貨ごとに算出した一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額の合計額とする。この場合において、派生商品については、次の表に定める事項に留意して関連する原資産のポジションに変換の上、金利リスク相当額を算出するものとする。
(略)	(略)	留意事項			

する。

7 | クレジット・デリバティブによりヘッジを行つたポジションに関する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一 特別金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジを行う場合又はその逆の場合であつて、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二 特別金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であつて、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができ。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第二十二条において準用す

る川上連結告示第百一条に規定する場合には、他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジを行った場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参考債務及び信用事由判断のための参考債務に含まれていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュアティティが同一であること。

二 クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参考債務及び信用事由判断のための参考債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していること。

三 特別金融商品取引業者は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの

価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方

のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができます。

イ ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第二十二条において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならぬ。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチユリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合

ハ ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチユリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合

二 ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスク相当額に係る自己資本賦課を行う。

前二項の規定にかかわらず、債券等のショート・ポジションの個

(新設)

別リスク相当額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスク相当額とすることがができる。

(削る)

（内部管理モデル方式）

第十四条 内部管理モデル方式を用いて算出する市場リスク相当額は、バリュー・アット・リスクに乗数（次の表に掲げる超過回数の区分に応じ同表に定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

超過回数	乗数
九 八 七 六 五 四 三 二 一 零	
十以上	
四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	
八 七 六 五 五 四 〇 〇 〇 〇 〇	
五 五 五 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	

21 前項の「超過回数」とは、算出基準日を含む直近二百五十営業日の営業日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益をいう。）を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アツト・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が五回以上十回未満の場合において、当該回数のうちに市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。

（内部管理モデル方式の承認）

第十四条 （略）

（内部管理モデル方式による市場リスク相当額）

第十四条の二 内部管理モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アツト・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アツト・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下同じ。）を特別金融商品取引業者が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アツト・リスクを

（内部管理モデル方式の承認）

第十五条 （略）

（新設）

いう。以下同じ。)は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のバリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アツト・リス

クの平均値に次条第一項に定める乗数を乗じて得た額

二 次のイ及びロに掲げる額のうちいづれか大きい額

イ 算出基準日のストレス・バリュー・アツト・リスク

ロ 算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・ア

ツト・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2 内部管理モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額のうちいづれか大きい額とする。ただし、第十七条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の追加的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

(乗数)

第十五条 内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数(内部管理モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益(実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益

(新設)

をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間（ポジショ
ンを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）を一日としてリ
スク計測モデル（第十七条の二第三項に規定する追加的リスク計測
モデル及び第十八条の八第四項第三号に規定する包括的リスク計測
モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリューアップ・
リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、
同表の下欄に定める値とする。

超過回数											乗 数
十 以 上	九	八	七	六	五	四	三	二	一	零	
四 ・ ○ 〇	三 ・ 八 五	三 ・ 七 五	三 ・ 六 五	三 ・ 五 〇	三 ・ 四 〇	三 ・ 三 〇	三 ・ 二 〇	三 ・ 一 〇	三 ・ 〇 〇	三 ・ 〇 〇	三 ・ 〇 〇

2 | 前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当

該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときは、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

3| 前項の規定に基づき、控除を行った場合は、その都度、その旨及び市場の特殊要因等に起因すると認められると判断した理由を、金融庁長官に届け出なければならない。

(承認申請書の提出)

第十六条 第十四条第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(承認申請書の提出)

第十六条 前条第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

(承認の基準)

第十七条 一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準

第十七条 金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第十四条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2| 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一| 市場リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「市場リスク管理部署」という。）が、市場リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されている

第十七条 金融庁長官は、第十五条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 当該特別金融商品取引業者が、定性的基準を満たしていること。

二| 当該特別金融商品取引業者のバリュー・アツト・リスクの算出方法が、定量的基準を満たしていること。

三| 第七条第四項の規定に基づき標準的方式と内部管理モデル方式

こと。

- 二 市場リスク管理部署は、適切なバック・テスティング及びストレス・テストを定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。
- 三 リスク計測モデルの正確性が、市場リスク管理部署により継続的に検証されること。
- 四 リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。
- イ リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。
- ロ 第二号に規定するバック・テスティングに加え、特別金融商品取引業者のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第十九条）

を選択して市場リスク相当額を算出する場合においては、その合理的な理由があること。

- 一 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 二 リスク管理部署をバリュー・アツト・リスクの算出の対象となる取引にかかる部署から独立して設置し、毎営業日、バリュー・アツト・リスクを分析し、かつ、当該分析結果に関する報告書を作成していること。
- 三 リスク管理部署が、過去の市場リスク相当額の算出方法が合理的で適切なものであることを説明する資料を作成し、かつ、保存していること。
- 四 バック・テスティング及びストレス・テストを定期的に実施し、それらの実施手続、結果及び当該結果に基づき必要に応じ執つた対策を記載した書類を作成していること。
- 五 取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。次号において同じ。）がリスク管理の手続に積極的に関与し、かつ、責任を負う体制となつていること。
- 六 リスク計測モデルが通常のリスク管理の方法に密接に組み込まれており、かつ、取締役等に基本資料として報告されていること

の四第五号において同じ。) が、市場リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六| リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七| リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八| 市場リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一| バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は十営業日以上とする。ただし、十営業日を下回る保有期間にによって算出したバリューアツト・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもつて、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二| バリュー・アツト・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。

三| ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日からの算出基準日までの期間の長さにそ

。

七| リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を確立して、その内容を記載した書類を作成し、かつ、それらを遵守するための手段が講じられていること。

八| リスクの計測の過程について、原則として、一年に一回以上内部監査を行うとともに、一年に一回以上外部監査を受けていること。

九| リスク計測モデルが定量的基準を満たしているかどうかについて、一年に一回以上外部監査を受けていること。

第一項第二号及び第二項第九号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一| 片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、有価証券等の保有期間は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間にによって算出したバリュー・アツト・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$V A R(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(注) $V A R(t)$ は、保有期間を t ($t < 10$) 営業日として算出したバリュー・アツト・リスクとする。

二| ヒストリカル・データ (過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下この号及び第八号において同じ。) の観測期間

の掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アセット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四 ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五 マーケット・リスク・ファクター（市場リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号及び次号において同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六 マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七 オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに正確に把握すること。

八 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリーにおいて、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリ

は一年以上とし、三月に一回以上更新すること。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均を合理的なものとすること。

三 株式リスク相当額の算出に当たっては、国ごとに計測すること。

四 金利リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨ごとに合理的な数の期間帯に分けて作成されたイールド・カーブ（債券等の利回りと残存期間の関係を表す曲線をいう。）を用いること。

五 外国為替リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨（金を含む。）ごとに計測すること。

六 コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、コモディティ等ごとに計測するとともに、他のコモディティ等と相殺を行う場合には、当該コモディティ間の相関関係を適確に把握すること。

七 オプション取引等のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八 株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリーにおいて、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリ

明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九| ストレス・バリュー・アツト・リスクを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

カル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

金融庁長官は、第十五条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。

二| 自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。

三| リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。

四| 流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

五| イベント・リスク（個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）について、常に合理的な分析を行っていること。

(個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第十七条の二 特別金融商品取引業者は、一般市場リスクの算出について内部管理モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部管理モデル方式を用いることができる。

(新設)

4|

カル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

金融庁長官は、第十五条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。

二| 自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。

三| リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。

四| 流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

五| イベント・リスク（個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）について、常に合理的な分析を行っていること。

2|

特別金融商品取引業者は、債券等に係る個別リスクを内部管理モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、特別金融商品取引業者は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部管理モデル方式を用いて計測し、市場リスク相当額の合計額に加えることができる。

3|

金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第十四条第一項の承認をしようとするときは、前条第二項に規定する定性的基準及び同条第三項に規定する定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部管理モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために特別金融商品取引業者が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを特別金融商品取引業者が示すことができるとときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができるものとし、ヒストリカル・デー

タを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に該当するものとする。

4| 個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

- 一| ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。
- 二| リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。
- 三| 市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

四| 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号及び第十八条の八第五項第一号ヘにおいて「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五| イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。）を正確に把握していること。

六| バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七| 流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5| 一| 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

ヨン性に関する特性に応じて調整のうえ、第二十二条において準用する川上連結告示第四章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、特別金融商品取引業者の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二 追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。））をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五 集中リスクを把握していること。

六 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外での有価証券等の額の相殺をしていないこと。

七 主要なベーシス・リスクを把握していること。

八 有価証券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは

、当該有価証券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九　ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件

を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック

・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ　追加的リスク計測モデルにおいて、市場リスク相当額の計測

対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を

勘案していること。

ロ　特別金融商品取引業者が当該リバランスの効果を認識するこ

とがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ　特別金融商品取引業者がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十　有価証券等の非線形リスクを把握していること。

(届出及び承認の取消し)

第十八条 第十四条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、

次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二　(略)

三　超過回数（第十五条第一項に規定する超過回数をいう。次項、

第三項及び第五項において同じ。）が四回以上となつたとき。

四　前二条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

(届出及び承認の取消し)

第十八条 第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、

次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、そ

の旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一・二　(略)

三　超過回数（第十四条第二項本文に規定する超過回数をいう。次

項及び第四項において同じ。）が四回以上となつたとき。

四　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

2 第十四条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 第十四条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が十回以上となつたときは、速やかに承認の基準の充足状況の分析を行い、その結果を金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

5 金融庁長官は、超過回数が十回以上となつた場合において、当該特別金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十四条第一項の承認を取り消すことができる。

(削る)

2 第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となつたときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となつた原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

4 (略)

5 金融庁長官は、超過回数が十回以上となつた場合において、当該特別金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十五条第一項の承認を取り消すことができる。

6 前項の規定にかかわらず、第十四条第二項に規定する超過回数が二十回以上となつたときは、第十五条第一項の承認は、その効力を失う。

6 金融庁長官は、特別金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項及び第四項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十四条第一項の承認を取り消すことができる。

(証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例)

第十八条の二 第八条第二項、第九条第四項、第十条第二項、同条第六項及び第十四条の二第一項の規定にかかるらず、特別金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイエイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者）

、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乗じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイエイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイエイトは、次の表に定めるところによる。

	6 — 2	6 — 1	信用リスク区分
四		一・六	証券化証券等（再証券化証券等を除く。）の 場合 (パーセント)
八		三・二	再証券化証券等の場合 (パーセント)

(新設)

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

					信用 リス ク区 分			
自己資本控除	7 4	7 3	7 2	7 1	(パーセント) 場合	証券化 証券等 (再 証券 化 証券等 を除く。 の)	(パーセント) 場合	五 十二
	八	四	一 ・ 六	三 ・ 二		再 証券化 証券等 の場 合		

	6 5	6 4	6 3	
	二 十八	八	十八	

2|

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化証券等が無格付の場合は、当該証券化証券等は自己資本控除とし、時価額を当該自己資本控除の額とする。

一 適格格付業者の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 特別金融商品取引業者が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三

適格格付業者が当該証券化証券等に付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二十二条において準用する川上連絡告示第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

四 信用補完機能を持つLOストリップス

3|

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付業者の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして特別金融商品取引業者が保有する有価証券等の個別リスク相当額を適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化証券等の格付業者として実績のある適格格付業者により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して付与さ

れた格付が、当該特別金融商品取引業者による流動性補完、信用補完その他の事前の資金払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4|

第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

- 一 特別金融商品取引業者が、同種の証券化証券等に対して利用する一又は複数の適格格付業者を定め、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもつて利用すること。
- 二 同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用しないこと。
- 三 特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 四 特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等の裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するために必要な体制が整備されていること。
- 五 特別金融商品取引業者の保有する証券化証券等について、当該証券化証券等に係る証券化取引についての構造上の特性を把握するため必要な体制が整備されていること。
- 六 特別金融商品取引業者が、第一条第五十八号イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係る有価証券等を保

有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となつてゐる証券化証券等に係る裏付資産について、包括的なりスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための規程等を作成していること。

5 特別金融商品取引業者が複数の適格格付業者の格付を利用しており、当該適格格付業者が証券化証券等に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なるときは、第二十二条において準用する川上連結告示第十九条の規定によるリスク・ウェイトを用いるものとする。

6 特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等に対して当該特別金融商品取引業者により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該特別金融商品取引業者が保有する証券化証券等の一部又は全部に対し行なわれていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行なわれていることが明らかである部分については、当該証券化証券等及び当該流動性補完等に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、当該証券化証券等又は当該流動性補完等に係る個別リスク相当額のうち最大の額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

7 第十条第一項、第七項及び第八項の規定は、証券化証券等の個別リスク相当額の計算について準用する。

(無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例)

第十八条の三 前条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（前条第二項に該当する場合を含む。以下同じ。）の証券化証券等について、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対し適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる。

- 一 当該証券化証券等が最優先証券化証券等（証券化証券等の裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンター・パーティの請求権その他の重要な請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化証券等である場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化証券等が含まれているものを除く。）をいう。）であること。

- 二 特別金融商品取引業者が、当該証券化証券等の裏付資産の構成を常に把握していること。

2| 前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化証券等について、自己資本控除に代えて、当該証券化証券等の原資産を構成する個別の資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち最も高いものと八パーセントのうち、いざれか高い方を適用して個別リスク相当額を計算することができる。

- 一 当該証券化証券等が経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、そ

(新設)

れらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化証券等に対し十分な個別リスクを引き受けていると認められる」と。

二 特別金融商品取引業者が、当該証券化証券等に係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

3| 前条第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完については、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用される個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトのうち、最も高いものを用いて計算することができる。

4| 特別金融商品取引業者は、無格付の証券化証券等について、当該無格付の証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額に係る前条に規定するリスク・ウェイトの加重平均値に集中レシオ（当該無格付の証券化証券等に係る証券化取引に関する全ての証券化証券等の額の合計額を、当該無格付の証券化証券等が含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化証券等の額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値を個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化証券等は、自己資本控除とする。

5| 前項本文の規定が適用される無格付の証券化証券等の個別リスク相当額に係るリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化証券等よりも優先され、かつ、格付を有する証券化証券等の個別リスク相当額

に係るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(オフ・バランス取引の証券化証券等)

第十八条の四 次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券

化証券等については、当該証券化証券等の名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもつて当該証券化証券等の時価額とみなす。

一 適格格付業者による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて個別リスク相当額が算出される適格流動性補完

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げるオフ・バランス取引以外のオフ・バランスの証券化証券等（保証及びクレジット・デリバティブを提供している場合を除く。） 百パーセント

2 特別金融商品取引業者は、一の証券化証券等について自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る個別リスク相当額の合計額に代えて、最も高い掛け目が適用される信用供与枠の個別リスク相当額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(証券化証券等に対する保証等の取扱い)

(新設)

第十八条の五 特別金融商品取引業者が証券化証券等に対する保証又

はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該特別金融商品取引業者は、被保証債権又は原債権である証券化証券等を保有している場合と同様の方法により、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を算出しなければならない。

2 前項の場合において、第十九条第一項第三号の規定にかかわらず、取引先リスク相当額は取引先に対するポジションについて第十九条第三項に定めるリスク・ウエイトを乗じたものとする。

(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及び特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額)

第十八条の六 第八条第二項、第九条第四項、第十条第二項及び第六项並びに第十四条の二第一項の規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスク相当額は、第十八条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

- 一 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産等の個別リスク相当額の合計額
 - 二 当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額
- 2 特定順位参照型クレジット・デリバティブ(ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るもの)を除く。以下二

(新設)

(新設)

の項において同じ。)に係る個別リスク相当額は、第十八条の二に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参考資産等の個別リスク相当額の合計額

ロ 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参考資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参考資産等の個別リスク相当額を、小さいものから順に合計した額

二 当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3 第十条第八項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の計算について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスク相当額の算出については、第十八条の二の規定を準用する。この場合において、「証券化証券等」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

(ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額の削減)

第十八条の七 ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバ

(新設)

ティブを保有する特別金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスク相当額を削減することができる。

一 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産等のうち一つの資産を保有している場合 当該一つの資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一つの資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額よりも小さい場合は、当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいかか小さい額を限度として個別リスク相当額を相殺する方法

二 当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参考資産等のうち複数の資産を保有している場合 当該複数の資産のうち一つの資産の個別リスク相当額と当該ファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスク相当額のうち当該一つの資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいかか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスク相当額を相殺する方法

(内部管理モデル方式の承認)

第十八条の八 特別金融商品取引業者は、金融庁長官の承認を受けた場合には、第十八条の二から前条までの規定により算出されるコリレーション・トレーディングにおける個別リスク相当額の額に代えて、内部管理モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2 前項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、第十八条の十一の

規定に基づき承認が取り消された場合を除き、内部管理モデル方式を継続して使用しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

4 い。
名 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的

リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部管理

モデル方式の運用が次項各号に定める基準に適合していることを示す書類

(新設)

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

5|

| 金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一| 包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

| イ| デフォルト・リスク

| ロ| 格付遷移リスク

| ハ| 複合的なデフォルトに係るリスク

| ニ| クレジット・スプレッドに係るリスク

| ホ| インプラайд・コリレーションのボラティリティに係るリスク

| ク|

| ベ| ベース・リスク

| ド| 回収率の変動に係るリスク

| チ| ヘッジのリバランスに係るリスク

二| 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三| 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四| 内部管理モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五| 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六| 前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに

(当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに) 金融庁長官へ報告するためには必要な体制が整備されていること。

(内部管理モデルによる包括的リスクの額)

第十八条の九 内部管理モデル方式を用いて算出するコリレーショントレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上頻度で計測するものとする。

一 算出基準日の包括的リスクの額

二 算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三 次項の規定により算出された個別リスク相当額に八パーセントを乗じて得た額

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十一条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川

(新設)

上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のシヨート・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

（変更に係る届出）

第十八条の十 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
 - 三 第十八条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、特別金融商品取引業者は、当該特別金融商品取引業者が第十八条の八第五項に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第十八条の十一 金融庁長官は、特別金融商品取引業者が前条第一項第二号の規定による届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場

（新設）

（新設）

合において、内部管理モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第十八条の八第一項の承認を取り消すことができる。

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、第十八条の二の規定により、証券化証券等が自己資本控除とされる場合の取引先リスク相当額は零とする。

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じて、同表に定める率

取引先	率 (パーセント)
指定国、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行及び欧州共同体 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零

(取引先リスク相当額の算出)

第十九条 取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

2 (略)

3 リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一・二 (略)

三 その他の取引又は資産等 次の表に掲げる取引先の区分に応じて、同表に定める率

取引先	率 (パーセント)
指定国 指定国の政府機関及び中央銀行（これらに準ずる者を含む。） 我が国の地方公共団体	零

（注1）～（注5）（略）	個人	適格格付を付与されていない他の法人等	適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。）	適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。）
（期待エクスポート・ジャーワイ式）	二十五	六	五	一・二

（注1）～（注5）（略）	個人	適格格付を付与されていない他の法人等	適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。）	適格格付を付与された金融機関等（国際機関を除く。）
（新設）	二十五	六	五	一・二

第十九条の二 前条第一項から第七項までの規定にかかるわらず、同条第一項から第四項までに掲げる取引については、金融庁長官の承認を受けた場合には、期待エクスポート・ジャーワイ式を用いて与信相当額を算出することができる。

特別金融商品取引業者が期待エクスポート方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条及び第十九条の四第十一号において同じ。）により、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効EPEは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効EPEの算出に当たって、当該満期までの間に回中の Δt_k で加重平均した実効EPEを用いるものとする。

$$\text{与信相当額} = \alpha \times \text{実効EPE}$$

α は、1.4(取引先リスク)に関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な α を用いることとする。)

$$\text{実効EPE} = \frac{n}{\sum_{k=1}^n} \text{実効EE}_{t_k} \times \Delta t_k$$

nは、 t_n が一年となるようなn
 Δt_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$$\text{実効EE}_{t_k} = \max(\text{実効EE}_{t_{k-1}}, E_{E_{t_k}})$$

$E_{E_{t_k}}$ は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計された有価証券等の額の平均（以下「期待エクスポートジャー」という。）とする。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポートジャー（期待エクスポートジャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該

ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。) とする。

特別金融商品取引業者は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしていふ場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が $-1 \cdot -1$ を下回るとときは、 α は $-1 \cdot -1$ とする。

α が、全ての取引相手方に対する有価証券等に係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を EPE を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていふこととし、EPE は次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、EPE の算出に当たつて、当該満期までの間に i の号の Δt_k で加重平均した EPE を用いるものとする。

$$EPE = \frac{\sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times \Delta t_k}{n}$$

n は、 t_n が一年となるような n

$$\Delta t_k \text{ は、 } t_k - t_{k-1}$$

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオの有価証券等の額の推計において主要な要因を把握していふこと。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されるところ

4 特別金融商品取引業者は、ネットディング・セットに係る取引相手に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係る有価証券等の額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求める）ことができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスposureを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効 E_{t_k} に代えて、 EE_{t_k} を用いることにより同項第一号に規定する実効 EPE を計測する方法を使用することができる。

5 特別金融商品取引業者は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる実効 EPE とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対しても担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対する有価証券等の額をいう。）に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\overline{\text{アドオン}} = EE_{t_m} - EE_t$$

EE_{t_m} は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保の市場リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該

期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットディング・セットについては五営業日、それ以外の全てのネットディング・セットについては十営業日を下回らないものとする。) 内における最後の時点の

期待エクスポート

E E のは、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から

担保の提供を受けた時点の期待エクスポート

二 マージン・アグリーメントの影響がなこと仮定した場合の実効

EEP

(承認申請書の提出)

第十九条の二 期待エクスポート方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする特別金融商品取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 連結自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポート計測モデルの構築及び利用その他の運用が次条各号に定める基準に適合していることを示す書類

(新設)

四 期待エクスポート方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

前項第四号に掲げる期待エクスポート方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポート方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポート方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第十九条の四 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について

第十九条の二第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポート方式の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポート方式管理部署」という。）が、

取引先リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポート方式管理部署は、適切なバック・テストイング（過去の期待エクスポート方式の適用対象となるエクスポート方式の額と期待エクスポート方式計測モデルから算出される期待エクスポート方式の比較の結果に基づき、期待エクスポート方式計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。第四号ロにおいて同じ。）及びストレス・テスト（期待エクスポート方式計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定

(新設)

を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際の有価証券等の額と期待エクスポートジヤーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポートジヤー計測モデルの正確性が、期待エクスポートジヤー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポートジヤー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポートジヤー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポートジヤー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポートジヤー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ バック・テスティングに加え、特別金融商品取引業者のポートフォリオと期待エクスポートジヤー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポートジヤー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五 取締役等が期待エクスポートジヤーに係る取引先リスクの管理手

続に積極的に関与していること。

- 六 期待エクスポートージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポートージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポートージャーに係る取引先リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポートージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポートージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。
- 十一 取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。
- 十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。
- 十三 α を独自に推計している場合には、第十九条の二第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第十九条の五 期待エクスポートージャー方式の使用について承認を受け

(新設)

た特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に
は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければ
ならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
 - 三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、特別金融商品取引業者は、当該特別金融商品取引業者が前条各号に規定する承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第十九条の六 金融庁長官は、期待エクスポート方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第十九条の二第二項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第十九条の七 期待エクスポート方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポート方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポート方式の適用を開始した後一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポート

(新設)

(新設)

レジヤー方式を適用しない旨を第十九条の三第二項第四号に掲げる期待エクスポート・ジャーワイ方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2) 前項の規定にかかわらず、期待エクスポート・ジャーワイ方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者は、取引先リスクの額を算出するに当たつて重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポート・ジャーワイ方式を適用しないことができる。

(標準処理期間)

第二十一条 金融庁長官は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十四条第一項、第十八条の八第一項及び第十九条の二第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

(標準処理期間)

第二十一条 金融庁長官は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十五条第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2 (略)

(川上連結告示の準用)

第二十二条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定は、特別金融商品取引業者について準用する。

(新設)